

日野町スポーツ・芸術文化大会出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町におけるスポーツおよび芸術文化の振興を図るため、大会に出場するものに対して激励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする大会および激励金)

第2条 この要綱に定める大会および激励金については、別表のとおりとする。

2 別表に規定する大会以外で、町長が特に必要と認めるものについては、激励金を交付することができるものとする。

(交付対象)

第3条 激励金の交付対象は、前条の大会に出場する次の各号のいずれかに該当する者またはその者の属する団体とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内の小学校または中学校を卒業した国際大会に出場する者
- (3) 町内の高等学校に在籍する者
- (4) その他町長が認めた者

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、既に年度内に激励金の交付を受けているものについては、この要綱による激励金は交付しないものとする。ただし、同一年度内に国際大会および全国大会ならびに近畿大会に出場する場合に限り、国際大会および全国大会ならびに近畿大会のそれぞれに一度ずつ激励金の交付を受けることができる。

(申請)

第5条 激励金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、日野町スポーツ・芸術文化大会出場激励金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。ただし、町内の小中学校に在籍する者が、学校を代表して出場する場合は学校長が、団体出場の場合は団体の代表者等が申請するものとする。

- (1) 大会実施要綱
- (2) 予選会等の成績表
- (3) 大会出場者名簿(大会参加申込表等)
- (4) その他町長が特に必要と認める書類

(激励金の交付)

第6条 町長は、前条に定める日野町スポーツ・芸術文化大会出場激励金交付申請書兼請求書を受理した場合において、当該激励金を交付することを適当と認めたときは、申請者に激励金を交付するものとする。この場合において、当該激励金の交付をもって激励金の交付決定を通知したものとみなす。

(結果報告)

第7条 激励金の交付を受けたものは、大会終了後速やかに町長に日野町スポーツ・芸術文化大会出場結果報告書(別記様式第2号)を提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、激励金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年6月26日から施行し、令和元年度の予算に係る激励金から適用する。

別表(第2条関係)

大会区分			交付 対象	算定基準		交付額
スポーツ大会	国際大会	オリンピック大会	開催地が国外の場合		1人につき	50,000円
			開催地が国内の場合		1人につき	30,000円
		世界選手権大会・アジア大会	開催地が国外の場合		1人につき	20,000円
			開催地が国内の場合		1人につき	10,000円
		その他競技団体が開催する国際大会	開催地が国外の場合		1人につき	10,000円
			開催地が国内の場合		1人につき	5,000円
	全国大会	文部科学省または(公財)日本スポーツ協会が開催する大会	個人	1人につき		5,000円
			団体	3人以下	1人につき	5,000円
				4～9人	1団体につき	20,000円
		(公財)日本スポーツ協会の加盟団体または準加盟団体もしくは関係スポーツ団体が開催する全国大会 全国高等学校体育連盟または高等学校野球連盟が開催する全国大会	団体	10人以上	1団体につき	30,000円
	近畿大会 (義務教育就学中のみ)		個人	1人につき		3,000円
			団体	3人以下 4人以上	1人につき 1団体につき	3,000円 10,000円
芸術文化大会	国際大会		開催地が国外の場合		1人につき	20,000円
			開催地が国内の場合		1人につき	10,000円
	全国大会		個人	1人につき		5,000円
			団体	3人以下	1人につき	5,000円
				4～9人	1団体につき	20,000円
	近畿大会 (義務教育就学中のみ)		団体	10人以上	1団体につき	30,000円
			個人	1人につき		3,000円
			団体	3人以下 4人以上	1人につき 1団体につき	3,000円 10,000円